

国税電子申告・納税は e-Tax が便利です

所得税などの国税は、e-Tax で電子申告ができます。

- ・ 自宅や税理士事務所などからインターネットを利用して、申告・申請・届出などができます。
- ・ インターネットバンキングや A T M などを利用して納税ができます。
- ・ 3月15日(火)までは24時間利用可能です。

・ 詳細についてはホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

※ e-Tax は、電子証明書が付与された住民基本台帳カード(住基カード)と IC カードリーダライタが必要になります。住基カードは市役所で千円(住基カード500円と電子証明書500円)で発行します。

※ 住基カードのない方でも国税庁のホームページ内の「確定申告書作成コーナー」を利用して、確定申告書を作成することができます。

市県民税

問合せ先

市役所 税務収納課

☎ 66 ◆ 1116

《申告期間中の問合せ先》

市民体育センター内申告会場

☎ 67 ◆ 9757

申告書の提出先

申告が必要な方

平成23年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- ① 営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
- ② 公的年金などを受給されている方で次のような方
- ・ 支払先に扶養控除等申告書を提出していない方
- ・ 社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- ③ 給与所得者で次のような方
- ・ 平成22年中に退職した方または2カ所以上から給与を受けた方
- ・ 給与以外に所得のあった方
- ・ 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方 など

※ 国民健康保険税の軽減適用や他の制度の適用上、所得がなかった場合などでも申告が必要となる場合があります。所得がなかった場合で申告書を送られてきたときは、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。

確定申告

市県民税申告に必要なもの

- ・ 申告書・印鑑、計算機器
- ・ 給与所得者・公的年金等受給者は源泉徴収票(原本)
- ・ 配当所得を申告される方は支払通知書(原本)など
- ・ 医療費・社会保険料・障害者控除を受ける方はその領収書・証明書など
- ・ 扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得がわかるもの
- ・ 寄附金控除を受ける方は寄附した団体の領収書など
- ・ 所得税が還付になる方は、本人名義の預貯金通帳

※ 申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。

● 昨年からの変更点

所得税の寄附金控除について、適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

